

鹿屋市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の任用に関する規則（平成18年鹿屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「経過する日まで」を「超えない範囲内で」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。